

令和元事業年度 業務実績説明資料

独立行政法人労働者健康安全機構



労働者健康安全機構の概要

設立 平成16年4月1日

- ・独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年設立)と独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年設立)が平成28年4月に統合し設立

独立行政法人の分類 中期目標管理法人

中期目標期間：5年間

(第4期：平成31年4月1日～令和6年3月31日)

設立目的 独立行政法人労働者健康安全機構法第3条(機構の目的)

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

主な役割

○研究及び試験事業

- ・労働安全衛生研究(労働安全衛生総合研究所) 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を実施
- ・労災疾病等医学研究 労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、3つの分野に集約化して研究開発を実施

○労働災害調査事業

大規模な労働災害や発生メカニズムが複雑な労働災害等の原因究明のための専門的な調査

○化学物質等の有害性調査事業(日本バイオアッセイ研究センター)

労働者の健康障害防止対策のために、化学物質の有害性調査等を実施

○労災病院事業(労災病院)

労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、両立支援、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供、地域の医療水準の向上に貢献

○産業保健活動総合支援事業(産業保健総合支援センター)

産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動を促進

○治療就労両立支援事業(治療就労両立支援センター(部))

治療と就労の両立支援の事例の収集・分析をした上で医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等へ普及

○専門センター事業(医療リハビリテーションセンター・総合せき損センター)

重度の被災労働者に対し高度・専門的な医療、リハビリテーションを実施し、被災労働者の社会復帰を支援

○未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

○納骨堂の運営(高尾みこも霊堂)

産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備、産業殉職者合祀慰霊式の実施



業務実績 評価項目一覧

項目別評定調書	評価項目	頁	実績評価 (自己評価)
<u>1-1-1</u>	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進【重要度「高」】	3	A
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進	9	A
1-2	労働災害調査事業	12	A
<u>1-3</u>	化学物質等の有害性調査事業【重要度「高」】	14	B
<u>1-4</u>	労災病院事業【重要度「高」】	17	B
<u>1-5</u>	産業保健活動総合支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	23	A
<u>1-6</u>	治療就労両立支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	27	S
1-7	専門センター事業	31	B
<u>1-8</u>	未払賃金立替払事業【重要度「高」】	33	B
<u>1-9</u>	納骨堂の運営事業【重要度「高」】	35	B
2-1	業務運営の効率化に関する事項	37	B
3-1	財務内容の改善に関する事項	39	B
4-1	その他業務運営に関する重要事項	41	B



労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

自己評価 **A**

【重要度「高」の理由】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることで、労働災害の減少に結び付くため。等

I 中期目標の概要

1. 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化し、行政課題を踏まえた「プロジェクト研究」、「協働研究」、「基盤的研究」、「行政要請研究」、「過労死等に関する調査研究等」を確実に実施すること。
2. 総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。
3. 研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。
4. 労働者の健康及び安全に対する研究成果の普及・活用を一層図ること。

II 自己評価の要約

所期の目標を上回る成果が得られている

- 労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究として、「高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究等」(労働安全衛生総合研究所(安衛研)、日本バイオアッセイ研究センター(バイオ)、アスベスト疾患研究・研修センター(アス研)の3施設で協働)を実施し、令和2年度開始に向けた協働研究3課題(安衛研、複数の労災病院等で協働)の準備を行った。
- プロジェクト研究17課題、基盤的研究25課題、行政要請研究10課題を着実に実施した。
- 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前、研究実施期間終了後に厚生労働省政策担当部門と意見交換を実施した。
- 機構内複数施設の連携による協働研究を推進するため、協働研究規程を制定し、協働研究を推進するための手順や留意事項を整えた。
- 国の指針に基づき、評価対象となる研究に精通した第三者による評価を厳格に実施し、評価結果は研究に反映 等

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

①:第3期中期目標期間中の目標水準(年10件)を踏まえ設定。 ②③:類似する研究に係る実績を踏まえ設定。

(研究成果に対する行政への貢献等)

①	法令・基準の制改定等への貢献(目標 10件以上)	実績 18件	【達成度180.0%】
②	外部評価における研究成果の評価(目標 平均点3.25点以上)	実績 3.81点	【達成度117.2%】
③	厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合(目標 80.0%以上)	実績 100%	【達成度125.0%】
④	ホームページアクセス数(目標 240万回以上)	実績 296万回	【達成度123.3%】



労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

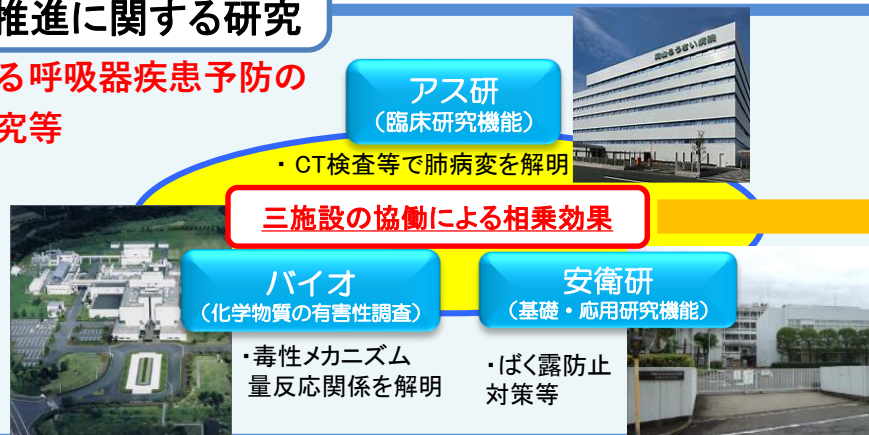
労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進 (P9)

【実施中の主なプロジェクト研究及び協働研究】

化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究

【協働研究】 高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究等

- ・ 労働者の呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究(アス研)。
- ・ 測定方法の開発及び労働現場のばく露調査 (安衛研)
- ・ 肺の急性及び慢性毒性の発生機序等の解明 (バイオ)

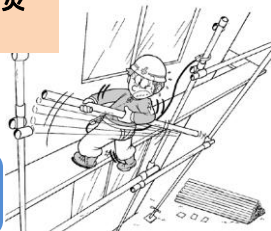


化学物質による健康障害防止対策について健康管理からばく露防止まで網羅的に取り組む

死亡災害の撲滅を目指した対策に関する研究

【プロジェクト研究】
建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する災害防止に関する研究

死亡災害の多い、墜落・転落及び崩壊・倒壊に起因する災害防止について研究



建設業の死亡災害の防止に貢献

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策に関する研究

【プロジェクト研究】
介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究

介護労働者の労働生活 (Quality of working life) の評価指標の開発、それを向上させる方策を研究



介護労働者の労働衛生の向上による介護の維持・確保を目指す

化学物質等による健康障害防止対策に関する研究

【プロジェクト研究】
医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究

MRI検査において、医療従事者への磁界ばく露による影響の有無を研究 (労災病院の協力を得て実施)



非電離放射線のばく露影響の知見集積に貢献



労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

【プロジェクト研究及び協働研究（令和2年度に向け準備中の研究）】

疾病を抱える労働者の健康確保対策に関する研究

【協働研究】

せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究

- ・医療データ分析に基づく工学的対策の検討（安衛研、労災病院）
- ・歩行支援機器の安全性及び臨床効果に関する検討（安衛研、吉備リハ）
- ・歩行支援機器モデル構想の提案（新たな機器の試作も検討）（安衛研、吉備リハ）

せき損患者の就労支援を3つの視点で研究
 ・リハビリテーション
 ・行動分析学（歩行支援機器の安全）
 ・機械工学（同機器モデル構想の提案）



吉備リハ
（せき損患者の就労支援）



安衛研
（工学的研究）

病院 & 安衛研による
医工連携が実現

・職業性外傷に係る受傷機転と再発防止対策を安全工学、整形外科学の両面から検討



労災病院
（整形外科）

医学 せき髄、骨格と
工学 安全機器等へ両面から
労働災害防止対策にアプローチ

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策に関する研究

【プロジェクト研究】

健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究

身体的側面、精神的側面の両面を評価できる指標の確立を目指す。

人生100年時代の働き方の実現



過労死等の防止等の労働者の健康確保対策に関する研究

【プロジェクト研究】

労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究

- ・ストレスチェックによるセルフケアや職場環境改善の効果を検証。



1次～3次予防のメンタルヘルス対策

化学物質等による健康障害防止対策に関する研究

【協働研究】

高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究

- ・労働者へのCT検査等による肺病変の解明（労災病院）。
- ・労働現場の環境測定、保護具の性能検討等（安衛研）

高純度シリカ作業労働者の適切な健康管理・ばく露防止



労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

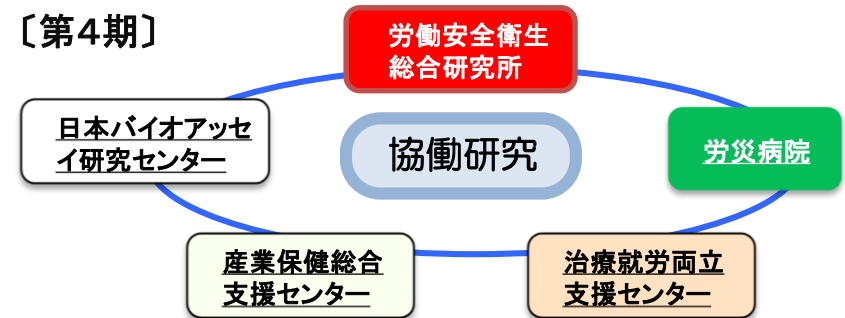
【協働研究規程の整備等】

- 第4期中期目標期間では、安衛研と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数施設が協働で研究を行っていくこととし、協働研究規程を整備して体制を整えた。

〔第3期〕



〔第4期〕



- プロジェクト研究、協働研究については、厚生労働省政策担当部門との意見交換による密な意思疎通を図った。

- 研究開始前 ⇒ 研究実施計画を調整。
- 研究実施中 ⇒ 研究内容の共有及び今後の方針に関する意識合わせ。
- 研究終了後 ⇒ 研究結果を報告。

【調査・研究発表会】

- 安衛研、労災病院など機構内の施設間の相互理解を深めることを目的として開催しており、令和元年度は、より多くの職員の参加を促すこと等を目的として、これまでの口頭発表に加えて、研究者と対面で意見交換を行えるポスターセッションを実施し、活発な意見交換による、施設間の交流を図った。

・出席者：110人：安衛研、労災病院、バイオ、産業保健総合支援センター及び治療就労両立支援センターに所属する研究者、医師、医療職 等

・研究発表テーマ：協働研究、労災疾病等医学研究、プロジェクト研究等8テーマ

ポスターセッション：8テーマ





労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

行政要請研究

厚生労働省担当官に要請された研究の政策課題等をヒアリング

実施の可否及び担当研究員を調整

厚生労働省担当官と具体的研究内容を検討

※厚生労働省とは必要に応じて意見交換
研究開始

- 令和元年度に開始した新規課題(7課題)
 - ・ 高齢労働者の安全衛生対策
 - ・ ロールボックスパレットによる労働災害分析
 - ・ 事務所環境の作業環境測定の見直し 等
- 平成30年度からの継続課題(3課題)
 - ・ 第三次産業、建設現場における安全衛生対策 等

研究結果を報告し、喫緊の行政課題の解決へ

- 研究結果の活用事例
 - ・ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン 等

過労死等防止に関する調査研究

- 過労死等防止法及び同法に基づく大綱を踏まえ、過労死等事案の解析、疫学研究、実験研究の三方針で研究を実施中。

過労死等事案の解析

・ 脳・心臓疾患と精神障害の事案収集を進め、データベースを更新して経年変化の検証や、重点業種における労災認定事案の解析等を実施中。

疫学研究

・ 職域コホート研究(約3万人)に対するデータ収集と分析を継続。

・ 業界団体の協力を得て、交代制看護師とトラック運転手を対象とした現場介入研究を引き続き実施。

実験研究

・ 労働者の循環器負担及び心肺持久力に関する本実験を開始、データを収集中。

- 地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究
 - ・ 総務省の委託事業に受託し、研究結果を報告。

放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究

【経緯】

- 東電福島第一原発の事故収拾作業において、緊急作業に従事した約2万人の健康管理、放射線影響の有無やその内容を、生涯にわたって疫学研究を行っていくことが国として政策決定された。

【令和元年度における取り組み】

- 平成31年度から5年間実施される研究に応募し、厚生労働省から採択され、補助金を得て安衛研で実施。
- 放射線被ばくが引き起こす未知の健康障害を解明するという研究であることから、放射線医学総合研究所等の他機関と役割分担を行い、必要な連絡調整を行いながら実施。
- これまで実施していた研究データ等を放射線影響研究所から引き渡しを受けて研究を実施

放影研

研究データ等を引き渡し

安衛研



労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 (P24)

■ 研究開始前

研究方針、内容を企画立案

厚労省政策担当部門との意見交換

研究テーマの決定

研究計画書の作成

提出

提出

答申を反映

提出

答申を反映

理事長

諮問

答申

労働安全衛生研究評価部会

■ 研究終了後

研究成果を取りまとめ

研究報告書の作成

- 令和元年度は、プロジェクト研究(4課題)、協働研究(8課題)、行政要請研究(2課題)の事前及び事後評価を実施した(11月15日、12月24日、12月25日、1月31日)。

- 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、評価対象となる研究に精通した第三者による評価を実施
- 評価結果は研究業務に反映
- 評価結果及びその研究業務への反映内容は報告書として取りまとめ、ホームページで公表

研究成果の積極的な普及・活用 (P26)

【労働安全衛生に関する法令、行政通達等の制改定等への科学技術的貢献】

令和元年度:実績値18件(目標値10件)であった。(主な内容は下表のとおり)

貢献した主な法令、通達等

- 特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について(平成31年4月15日付け基安労発0415 第1号、基安化発0415 第1号、基補発0415 第1号)
- プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン(平成31年4月24日付け経済産業省高圧ガス保安室)
- 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン(令和元年7月12日付け基発0712第3号)
- 建設工事公衆災害防止対策要綱の改正(令和元年9月2日付け国土交通省告示496号)
- 個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン(令和2年2月17日付け基発0217第1号)

【インターネット等による調査及び研究成果情報の発信】

- ホームページアクセス数は、約296万回(目標240万回)となっている。

【学会発表等の促進】

- 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表。
- Industrial Health誌を6回(目標6回)、労働安全衛生研究誌を2回(目標2回)それぞれ発行。
- 労働安全衛生技術講演会を2回(目標年2回)、一般公開を2回(目標年2回)それぞれ開催。



労災疾病等に係る研究開発の推進

自己評価 A

I 中期目標の概要

1. 労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。
2. 労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。
3. 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。
4. 研究成果については、原則としてホームページに掲載すること。

II 自己評価の要約

所期の目標を上回る成果が得られている

- 中期目標に定められた**3領域**については、平成29年10月から「メタボローム」テーマの研究を、平成30年7月からその他9テーマの合計**10テーマの研究を着実に実施し、研究成果に資する予測因子、候補物質などを発見した**。調査・研究発表会における研究成果の発表により、協働研究の研究者等と情報を共有し連携を図った。
- 労災病院のネットワークの活用のみならず、**大学病院、労災指定医療機関等と連携した研究**、さらには**基礎研究と臨床研究を融合した研究**を実施。
 - ・「医療従事者の安全」テーマ…①30労災病院及び新潟県立燕労災病院における抗がん剤調製業務に係る臨床的研究
 - ②帝京平成大学における模擬抗がん剤を用いた飛散発生の変化等に係る検証・実験による基礎的研究
 - ・「勤労世代肝疾患」テーマ…①関西労災病院、大阪労災病院及び大阪大学における、インターフェロン・フリー治療によりC型肝炎ウイルス排除に成功した症例の肝臓がん発がんに係る臨床的研究
 - ②大阪大学における、①の発がん機序に係る基礎的研究
 - ・「メタボローム」テーマ …5労災病院、自治医科大学付属さいたま医療センター及び国保旭中央病院において症例を収集し臨床的データ解析を行うとともに、東京医科大学と連携してメタボローム解析を実施。**中間解析の結果、早期慢性膵炎のバイオマーカー候補物質を発見した**。
- **病職歴データベース**については、さらなる研究利用につなげるため、データ入力及び抽出機能等を向上させた**新システム**を構築し、令和2年1月から稼働。
- **両立支援データベースシステム**については、令和2年度からの稼働に向け、**システム構築**を行った。
- 研究成果等を掲載する「**労災疾病等医学研究普及サイト**」を周知するため、内容を一新した**リーフレット**を作成・関係機関に配付。
- モデル予防法については、食生活の改善や腰痛予防等7テーマの研究成果をホームページで公開。

【主要なアウトプット（アウトカム）指標の達成状況】

①	ホームページアクセス数(目標 240万回以上)	実績 296万回	【達成度 123.5% 】
---	-------------------------	-----------------	----------------------

※ 指標の設定根拠
厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。
① 第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。



労災疾病等に係る研究開発の推進

労災疾病等に係る研究開発の推進 (P35)

【3領域10テーマ】

1. 職業性疾病等の原因と診断・治療

- ①運動器外傷機能再建
- ②職業関連癌

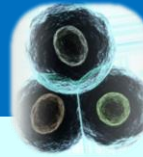
2. 労働者の健康支援

- ③生活習慣病
- ④メンタルヘルス
- ⑤メタボローム
- ⑥医療従事者の安全
- ⑦勤労世代肝疾患
- ⑧早期復職

3. 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

- ⑨じん肺
- ⑩アスベスト

メタボローム



●目的

- メタボローム解析を用いた、
- ①早期慢性膵炎の疾患概念の確立 (早期と慢性膵炎症例との比較検討)
- ②早期慢性膵炎診断法の開発 (特有のメタボロームプロファイルを抽出)
- ③早期慢性膵炎発症に関する職場のストレス及び精神的ストレス関与の検討 (スクリーニングの新たな指標の開発)

●方法

- 被験者からの血漿、血清、尿、唾液採取
- 東京医科大学と連携しメタボローム解析
- 問診表を用いた職場ストレス、精神的ストレス評価

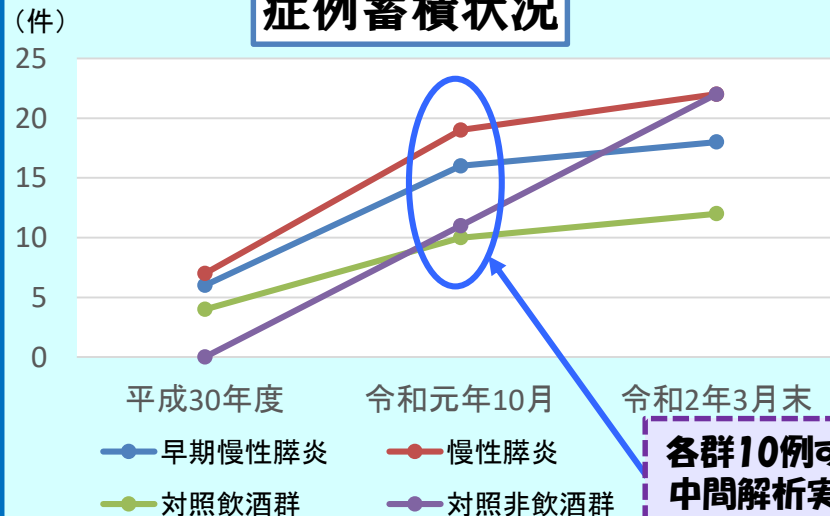
●対象

- アルコール性慢性膵炎患者
- アルコール性早期慢性膵炎患者
- 健常ボランティア (飲酒群、非飲酒群)

症例数確保に向けた研究分担者の追加

- 平成30年度
- 関東労災病院
 - 自治医大附属さいたま医療センター
- 令和元年度
- 大阪労災病院
 - 熊本労災病院
 - 国保旭中央病院

症例蓄積状況



各群10例ずつ
中間解析実施

中間解析結果

研究を
継続

- 早期慢性膵炎のバイオマーカー候補物質発見



労災疾病等に係る研究開発の推進

運動器外傷機能再建

運動器外傷に関する予後を評価

運動器外傷
データベースを構築
1,235症例を登録

全国9病院(8労災病院及び埼玉医大)における
四肢長管骨・骨盤の骨折、手術症例を蓄積

【フォローアップ率】

受傷の6か月後	1年後	2年後
70.0%	64.9%	53.1%

予後等を追跡調査

◎復職に影響する要因を
探り、両立支援につなげる

データベースの中間解析結果

- ・入院日数は平均28.0日
- ・受傷後6か月での就業率は76.3%
- ・復職に影響する要因として、
肉体労働、雇用形態、保険種別、開放骨折
が関連していた。

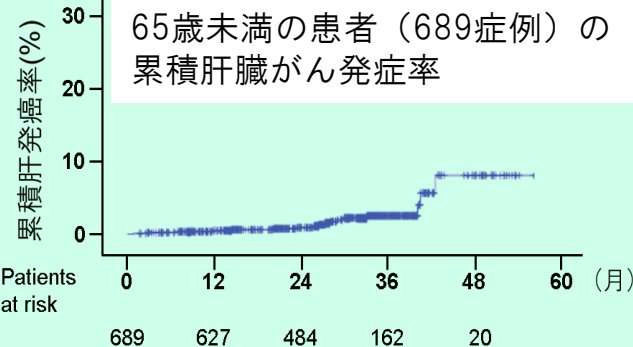
運動器外傷患者の両立支援に
つなげるため、今後も追跡調査を継続し、
復職に影響する要因の解析を進める

勤労世代肝疾患

C型肝炎治療後の肝臓がん発症率を検討
2労災病院と大阪大学による共同研究

仕事と治療の両立がしやすい飲み薬による
インターフェロンフリー治療

直接作用型抗ウイルス薬でC型肝炎
ウイルスを排除した勤労世代患者の経過
観察中の肝臓がん発症率を検討



中間解析結果

経過観察を継続

- ・肝臓がん発症率はインターフェロン治療と同程度に抑制
- ・肝発がん予測因子の可能性
治療終了時の血清アルブミン、AFP値

経過観察期間	肝臓がん発症率
1年	0.5%
2年	1.0%
3年	2.3%

研究の実施体制等の強化 (P39)

新たな病職歴システムの運用

- 研究者の様々な需要に応じた
データ抽出のための出力機能を強化
- 時宜にかなう新規調査項目を追加
 - ・加熱式タバコ
(紙巻きタバコ・加熱式タバコ・併用)
 - ・PCやスマホ画面を見ている1日の
平均時間(“仕事上”と“休日”
それぞれ調査)
- フリーワード検索機能を新規搭載
- システムセキュリティ強化のため
顔認証を採用





労働災害調査事業

自己評価 **A**

I 中期目標の概要

1. 労働安全衛生法第96条の2に基づいて、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、可及的速やかに厚生労働省に報告を行うこと。また、個人情報の保護等に留意の上、調査結果を公表し、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。
2. 災害調査等の結果を体系的に整理及び分析し、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。
3. 災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点2.0点以上の評価を得ること。
※ 3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった)

II 自己評価の要約

所期の目標を上回る成果が得られている

- 今年度は災害調査(14件)、鑑定・捜査事項照会等(9件)のほか、行政機関等からの意見照会等(1件)を実施し、依頼元の行政機関に報告した。これらについては、高度な実験や解析を必要とするもの等を除き、速やかに報告している。
- あらゆる事案に対応できるよう、建設分野や機械分野、化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研が持つ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施。
- 災害調査分析センターの体制を強化し、災害情報のデータベース化に着手。今後、当該データベースに対して体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う予定。

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

① 類似する調査等に係る実績を踏まえ設定。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

① 依頼元からの評価(目標 平均点2.0点以上)

実績 2.73点

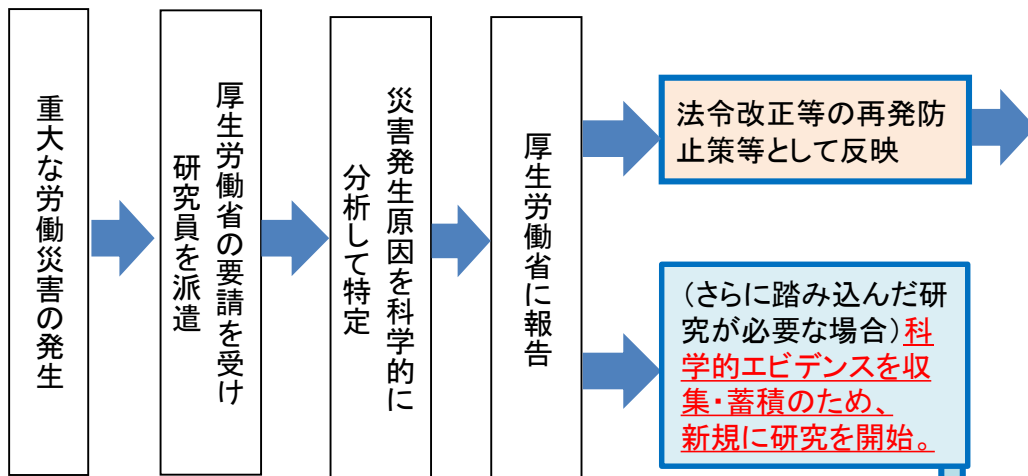
【達成度136.5%】



労働災害調査事業

労働災害の原因調査の実施 (P43)

災害調査の流れ



災害調査等の実績

- 厚生労働省から依頼された災害調査を14件実施・報告。
 - ・火力発電所での墜落災害
 - ・鉄骨架橋の倒壊災害 等
- 労働基準監督署や警察署等から依頼された鑑定等を9件実施・報告。
- 行政機関から依頼された依頼調査を1件実施・報告。



化学物質ばく露による労働災害の原因調査現場

労働安全衛生施策等への貢献

(職場における改善効果) 例

Before

After

そもそも有害性を認識していない対策が未実施

有害性が認識され、対策が実施

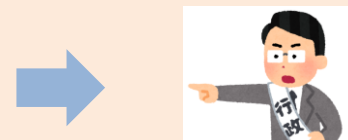
- ・ 防じんマスクの着用徹底
- ・ 肺所見に留意した健康診断の実施 等

(平成31年4月15日基安労発0415第1号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」)

※ 災害調査で得られた知見が、健康障害の業務上外に関する報告書のとりまとめや、労働者の健康障害防止対策のための行政通達発出につながった。



災害調査報告書



報告書を踏まえ、
厚生労働省から通達を発出

災害調査を契機に開始する研究の事例

- 高純度結晶性シリカによる肺疾患事案に係る災害調査結果を踏まえ、**労災病院、安衛研による協働研究を令和2年度から開始**



化学物質等の有害性調査事業

自己評価 B

【重要度「高」の理由】国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

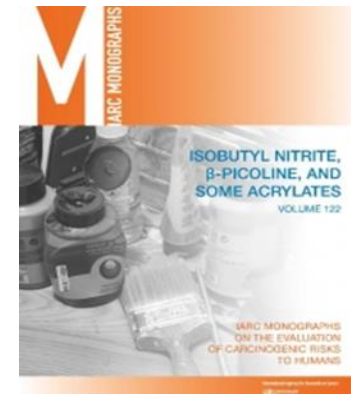
I 中期目標の概要

1. 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定するものについて、GLP(優良試験所基準)に従い、がん原性試験(長期吸入試験、中期発がん性試験)及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。
2. 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質の維持や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。
3. 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努めること。
4. 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

II 自己評価の要約

年度計画等に定める目標を達成

- 国が指定した化学物質について、GLP基準に従い、適切に試験を実施し、試験結果を厚生労働省へ報告している。
- このうち、令和元年度は、2-ブロモプロパン、酸化チタンの長期吸入試験の結果、及び二酸化窒素、4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオンの遺伝子改変動物を用いたがん原性試験の結果を厚生労働省に報告した。
- 長期吸入試験の結果に基づき、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害防止指針(最終改正令和2年2月7日)」が改正され、我が国における化学物質の労働衛生対策に活用されている。
- 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、長期吸入試験の結果は、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)へ提供されている。(IARC monographsにも掲載されており、バイオの成果は国際的にも発信されている)



【参考】IARC monographs



化学物質等の有害性調査事業①

化学物質等の有害性調査の実施 (P48)

- 国が指定した物質について、①長期吸入試験、②ラット肝中期発がん性試験、③遺伝子改変動物を用いたがん原性試験、④培養細胞を用いる形質転換試験、⑤構造活性相関、以上5つの試験等を実施している。

(令和元年度に実施中又は実施に向けて検討中の物質)

① 長期吸入試験

2-ブロモプロパン	アリルアルコール
酸化チタン(ナノ粒子、アナターゼ型)	塩化ベンゾイル
ブチルアルデヒド	

② ラット肝中期発がん性試験

酢酸亜鉛(Ⅱ)
5-クロロ-2-ニトロアニリン

③ 遺伝子改変動物を用いたがん原性試験

二酸化窒素	ジブロモメタン
4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	フルオロベンゼン
クロロエタン	P-ニトロベンゾイルクロリド
1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン	モノ(～テトラ)ブロモ(又はクロロ)ベンゼンモノ(又はジ)カルボン酸(又はクロライド、無水物)
ブロムブタン(別名:2-ブロモブタン)	4-アミノフェノール

④ 培養細胞を用いる形質転換試験

デカ-1-エン	N-1-メチルヘブチル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン
3,5,5-トリメチルヘキサン酸	トリス(2-エチルヘキシル)=1,2,4-ベンゼントリカルボキシラート
1,8-オクタン-ジ-カルボン酸	炭酸ジフェニル
ジヘキサン-1-イル=フタラート	2-sec-ブチルフェノール

⑤ 構造活性相関

厚生労働省担当官が別途指示した300物質程度

- 長期吸入試験の結果を厚生労働省を通じてIARC(国際がん研究機関)に提供
 バイオの試験結果は、IARCにおける発がん性評価の基準制定の際の基礎資料(IARC monographs)として活用されている。



化学物質等の有害性調査事業②

○国が指定した5物質の長期吸入試験について、GLP基準に従い計画的に実施。

物質名		平成29年度	平成30年度	令和元年度（平成31）	令和2年度
1	2-ブロモプロパン	6ヶ月遺伝子 改変マウス 2年間 ラット	(標本作成等)	(標本作成等)	
2	酸化チタン（ナノ粒子、ア ナターゼ型）	6ヶ月遺伝子 改変マウス 2年間 ラット	(標本作成等)	(標本作成等)	
3	ブチルアルデヒド	14日・マウス 4週・マウス 14日・ラット 亜慢性 ラット	6ヶ月遺伝子 改変マウス 2年間 ラット	(標本作成等)	(標本作成等)
4	アリルアルコール	14日・マウス 14日・ラット 亜慢性 ラット	4週・マウス 2年間 ラット	6ヶ月遺伝子 改変マウス (標本作成等)	(標本作成等)
5	塩化ベンゾイル			14日・マウス 14日・ラット	4週・マウス 亜慢性・ラット



労災病院事業

自己評価 B

【重要度「高」の理由】

「アスベスト問題に係る総合対策」において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

I 中期目標の概要

1. 高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他医療機関にも効果的に普及させ推進を図ること。
2. 都道府県が策定する医療計画や医療圏における医療ニーズも勘案し、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。
3. 地域の医療機関等との連携強化により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。
4. 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。
5. 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。

II 自己評価の要約 ①

年度計画等に定める目標を達成

- 疾病に関する高度・専門的な医療の提供等において、①地域の中核的役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数の維持に向けて努めるとともに、急性期医療への対応として、特定集中治療室(ICU)等を維持したほか、高度医療機器についても計画的に更新、②患者等が抱える問題の解決に向けて、メディカルソーシャルワーカーが様々な問題に係る相談に対応、等の取組を実施。
- 特に、①のうち「特定集中治療室等の拡充」や「高度医療機器の計画的整備」については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易度が高い取組を実施。
- 地域における連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施し、「紹介率」、「逆紹介率」、「症例検討会・講習会開催回数」、「受託検査件数」について目標値を上回る数値を達成。
- 患者満足度調査では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取り組んだ結果、令和元年度の調査において、入院、外来、入外平均全ての患者満足度について目標を達成。



労災病院事業

II 自己評価の要約 ②

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

①	紹介率(目標 76.0%以上)	実績 78.0%	【達成度 102.6% 】
②	逆紹介率(目標 63.0%以上)	実績 66.8%	【達成度 106.0% 】
③	症例検討会・講習会開催回数(目標 840回以上)	実績 892回	【達成度 106.2% 】
④	受託検査件数(目標 35,000件以上)	実績 36,570件	【達成度 104.5% 】
⑤	患者満足度(目標 80.0%以上)	実績 83.1%	【達成度 103.9% 】
⑥	治験症例数(目標 4,180件以上)	実績 4,780件	【達成度 114.4% 】

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標等における各指標については以下を根拠としている。

- ①② 地域医療支援病院の基準以上を目標設定。
 ③④ 第3期中期目標期間(4年間:26年度~29年度)の平均値を踏まえ設定。
 ⑤ 第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
 ⑥ 第3期中期目標期間(4年間:26年度~29年度)の毎年度の平均値を踏まえ設定。

疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供 (P54)

地域の中核的役割の推進

- 地域医療支援病院 25施設(30年度)→ **25施設**(元年度) ○ 地域がん診療連携拠点病院 12施設(30年度)→ **11施設**(元年度)

急性期医療への対応

- 救命救急病床の整備 21床(30年度)→ **21床**(元年度) ○ 特定集中治療室病床の整備 118床(30年度)→ **124床**(元年度)
 ○ ハイケアユニット病床の整備 80床(30年度)→ **81床**(元年度)

高度医療機器の計画的整備(自己資金による)

(高度医療機器整備状況)【令和元年度増設、更新は予定を含む】

- ダヴィンチ(内視鏡手術支援ロボット) **4施設**【元年度1施設増設、1施設更新】 ○ ガンマナイフ **2施設**
 ○ PET(陽電子放射線断層撮影装置) **2施設** ○ リニアック **21施設**【元年度1施設更新】
 ○ CT(コンピュータ断層撮影装置) **29施設**【元年度1施設増設、5施設更新】 ○ PACS(医療用画像管理システム) **29施設**
 ○ MRI(磁気共鳴画像診断装置) **29施設**【元年度6施設更新】 ○ アンギオグラフィー(血管撮影装置) **29施設**【元年度3施設更新】

社会復帰の促進

患者及び家族が抱える問題の解決に向け支援を行うため 様々な相談に対応

- メディカルソーシャルワーカーによる相談件数 196,550件(30年度)→**199,640件**(元年度)
 (再掲)退院援助・社会復帰援助に係る相談件数 138,917件(30年度)→**143,482件**(元年度)



労災病院事業

地域医療への貢献 (P56)

○地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、見直しを実施。

地域の医療機関等との連携強化

○ 定量的指標に係る項目の元年度実績

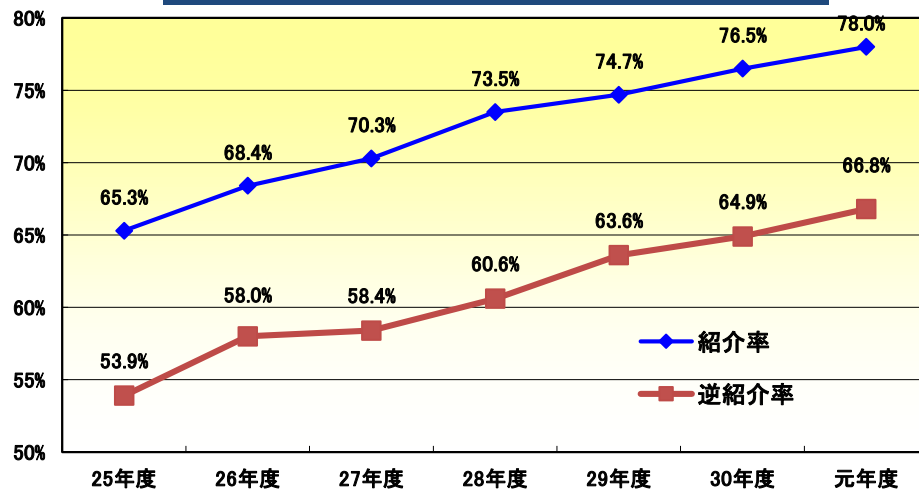
◆紹介率(目標値76.0%)	実績	78.0%【達成度 102.6%】
◆逆紹介率(目標値63.0%)	実績	66.8%【達成度 106.0%】
◆症例検討会等の開催回数(目標値840回)	実績	892回【達成度 106.2%】
◆受託検査件数(目標値35,000件)	実績	36,570件【達成度 104.5%】

○ その他項目の元年度実績

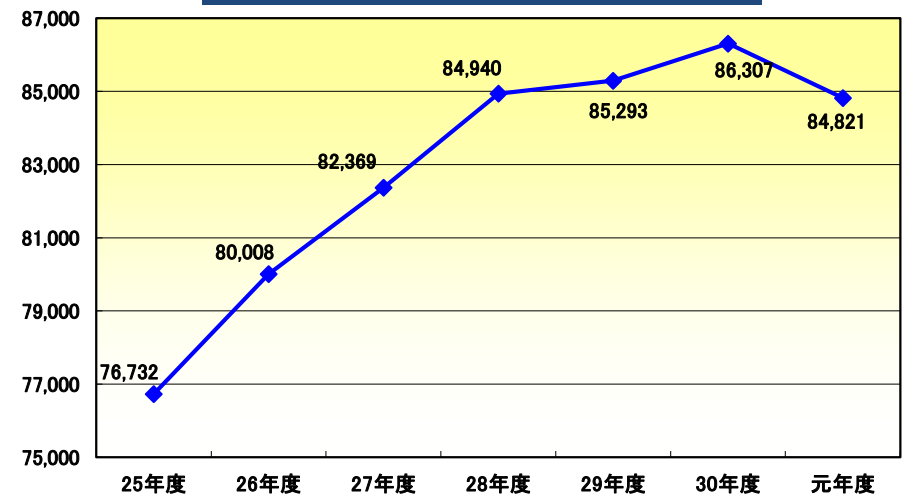
◆救急搬送患者数 84,821人(参考)1施設当たり: 2,925人 全国平均※: 722人

※出典: 令和2年3月27日総務省公表資料「令和元年中の救急出動件数等(速報値)」

紹介率・逆紹介率の推移



救急搬送患者数の推移





労災病院事業

大規模労働災害等への対応 (P59)

令和元年9月台風15号への対応
(令和元年9月9日に発生した台風15号)

労災病院

- DMAT
2病院から2チーム(延べ8人)を派遣
- 被災医療機関から入院患者転院受入
近隣地域の医療機関等から21人受入

令和元年10月台風19号への対応
(令和元年10月13日に発生した台風19号)

労災病院

- DMAT
2病院から3チーム(延べ18人)を派遣
- 災害支援ナース
1病院から看護師(延べ8人)を派遣
- 被災医療機関から入院患者転院受入
近隣地域の医療機関から23人受入

産業保健総合支援センター

- 被災者のための心の相談ダイヤル・健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで設置(相談件数7件)

災害支援

新型コロナウイルス感染症への対応

労災病院

- DMAT(横浜港 ぐやモド・ブリック号)
4病院から7チーム(延べ24人)を派遣
- 感染症指定医療機関への派遣
1病院から医師(延べ1人)、看護師(延べ2人)を派遣
- 自治体からの病床確保要請への対応
- 保健所からの要請による患者受入
7病院で患者受入
- 帰国者・接触者外来
17病院に設置

感染症対応

本部

- 新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(R2.2.26)
- 各労災病院へ新型インフルエンザ等対策業務計画等に基づく対応の指示等
- 各労災病院の状況を把握し、必要な情報提供等



労災病院事業

医療情報のICT化の推進 (P60)

- 令和元年度においては、電子カルテシステムについて、**4病院**が更新。(更新により、医療の質の向上と業務の効率化の一層の推進)
- 研究等のために診療情報等を利用する際は、従来より個人が特定できない形にデータの変換等を行っている。

患者の意向の尊重と医療安全の充実 (P60)

- **外部評価機関による病院機能評価**
 - ・令和元年度は日本医療機能評価機構の病院機能評価の更新時期を迎える施設等において再受審・更新を実施(受審済**5施設**)。労災病院における認定施設**28施設**(認定率96.6%)
- **医療安全の充実 各施設での医療安全の充実についての取組**
 - ・医療安全チェックシート:全ての病院で**2回**実施(平成17年度から年2回の自己チェックを実施)。
 - ・病院間相互チェック:2~4病院単位とし11グループで**32回**実施。
 - ・医療安全推進週間(令和元年11月24日~11月30日):患者・地域住民及び職員を対象に全労災病院が参加。
 - ・公開講座(転倒予防、AED体験等)の開催、医療安全コーナー(医薬品の情報提供等)の設置等。
- **患者満足度調査** (全ての労災病院で調査を実施(令和元年9月10日~10月7日))
 - ・今後、患者満足度調査結果の分析を基に改善計画を策定し、取組を実施。
- **医療の標準化の推進**
 - ・医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、引き続きクリニカルパスの作成・見直しを推進。

【患者満足度調査結果】

目標値	実績
入院: 90%	⇨ 92.3%
外来: 75%	⇨ 78.3%
入外平均: 80%	⇨ 83.1%

治験の推進 (P63)

- ◆ 治験症例数(目標値4,180件) 実績 治験619件、製造販売後臨床試験4,161件 合計**4,780件**【達成度**114.4%**】
- 労災治験ネットワーク推進事務局において、ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼の実施可能性調査**15件**を行い、治験契約へ向けた調査の手続を実施。



労災病院事業

産業医等の育成支援体制の充実（P64）

○ 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目的に、労災病院及び勤労者医療総合センターにおける産業医育成支援の充実に向けた体制整備を図るべく、産業医科大学との協議を2回開催した。

労災病院ごとの目標管理の実施（P64）

○ 各労災病院における紹介率等の目標値を設定し、元年度での病院ごとの実績の評価、検証を実施。

◆紹介率 目標を達成した病院の割合**69.0%**（目標達成20施設、目標未達成9施設）

◆逆紹介率 目標を達成した病院の割合**79.3%**（目標達成23施設、目標未達成6施設）

◆平均在院日数 全ての労災病院において施設基準の要件を達成。

⇒各労災病院の進捗状況について本部主催の会議等を通して随時、確認するとともに、必要に応じて行動目標の追加、修正を実施

行政機関等への貢献（P66）

○ 労災認定に係る医学的意見書への取組

・意見書処理日数**17.8日**／1件（令和元年度実績）

[参考]平成16年度 20.7日（2.9日削減）

○ 国が設置する審議会等への参加

・国（地方機関を含む）が設置した**52種類**の審議会、委員会及び検討会（中央じん肺診査会等）に参画し、**251人**が医員・委員（地方労災医員等）を受嘱。

○ アスベスト関連疾患への対応

・厚生労働省委託事業「石綿関連疾患診断技術普及事業」を受託し、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義と読影実習を全国**41か所**で実施し、**1,025人**が受講。

・厚生労働省委託事業「石綿確定診断等事業」を受託し、石綿関連疾患の是非に関する医学的に判断が困難な事案について、労働基準監督署等からの依頼を受け、**159件**の確定診断を実施。



産業保健活動総合支援事業

自己評価 A

【重要度「高」の理由】

産業保健三事業を一元化して事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

【難易度「高」の理由】

地域の事業者ニーズを的確に把握し、全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、その際、地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められているため。等

I 中期目標の概要

- 働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。
- 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

II 自己評価の要約

難易度が高く、コロナ禍の影響のなか、所期の目標を上回る成果をあげている

- 令和元年度からアドバイザー産業医(計10人)を本部で委嘱し、全センターから問い合わせが可能な相談体制を構築した。
- メンタルヘルス対策の推進のため、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けた研修を実施した。
- 治療と仕事の両立支援についてはサラリーマン金太郎を広告塔にしたマンガを作成、芸能人(のん)による産業保健総合支援センターや地域窓口を紹介する動画をYouTubeで配信して産業保健総合支援センター事業の知名度アップを図った。

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標等における各指標については以下を根拠としている。

- ① 第3期中期目標期間(4年間:26年度~29年度)の平均値を踏まえ設定。
- ② 第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)の概ね5%増を目標として設定。
- ③④⑤ 第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

①	専門的研修等実施回数(目標 5,300回以上)	実績	5,781回	【達成度 109.1%】
②	産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数(目標 122,600件以上)	実績	136,346件	【達成度 111.2%】
③	研修利用者からの評価(目標 90.0%以上)	実績	93.6%	【達成度104.0%】
④	相談利用者からの評価(目標 90.0%以上)	実績	95.5%	【達成度106.1%】
⑤	事業が利用者に与えた改善効果の割合(目標 80.0%以上)	実績	84.3%	【達成度105.4%】



産業医・産業保健関係者への支援（P75）

①産業医の資質向上のための研修の実施

- 産業医が産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、実地研修も含めた産業医研修を実施。
- 現場のニーズを踏まえ、産業医を対象としたメンタルヘルスへのかかわり方について研修を実施。
- 産業医研修の内容を見直すとともに、事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、職場巡視など事業場における産業保健指導等に係る実地研修を積極的に実施。専門的研修受講者からのアンケート結果を踏まえ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定を図った。

②産業医の活動に対するサポート体制の整備

- 経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みを相談できるよう、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施。
実施産業保健総合支援センター：石川、長野、静岡、大阪、愛媛、福岡、佐賀、熊本

例1：熊本産業保健総合支援センター

熊本県内における産業医の資質向上、登録産業医の協力体制強化などを目的に、行政、医師会等と連携し産業医及び事業場向けの実態調査、研修の実施。

研修例 令和元年度 産業医科大学と連携した
「産業医のための速効集中型研修会」の実施
対象者：産業医資格を持ち日常は臨床をしている開業医、
産業医の経験がない又は希望する医師

日	テーマ
9月28日（土）	健康診断結果の判定と事後措置への対応
9月29日（日）	有意義な職場巡視にするためのポイント 過重労働対策と長時間労働者に対する面接指導
10月12日（土）	メンタルヘルスに係る法規類の理解 -ストレスチェック制度を中心に-
10月13日（日）	メンタルヘルス不調者への対応 治療と仕事の両立支援の進め方

例2：大阪産業保健総合支援センター

産業医自身が職場巡視に当たり、講師等から問題点として
ただ言われたことを確認するだけの研修ではなく、参加者
全員で実際に企業の職場巡視を行い、その職場の問題点や
見るべきポイントを産業医自身が探す力を養うこと、また、
参加した嘱託産業医が意見交換できる環境づくりを目的に
全4回の研修を実施。





産業保健活動総合支援事業

事業場における産業保健活動の支援 (P78)

コロナ禍の影響により令和2年2月以降の研修を中止
令和2年1月末までの累計実績では達成度121.2%

①ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施 (目標値5,300回) 実績5,781回 【達成度109.1%】

- 事業者、産業医等を対象とした研修について、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修の設定と計画的な実施。
【研修テーマ】
 - ◆ 過重労働による健康障害防止のための総合対策改定(平成31年4月)に基づく研修の実施
 - ◆ 中小企業事業者向け産業医活用テキスト～産業医ができること～を活用した研修の実施 など
- 「衛生委員会活性化テキスト」を作成し、事業場における衛生委員会の活動の活性化を通して実効性のある産業保健活動の推進を図った。

②産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施

(目標値122,600件) 実績136,346件 【達成度111.2%】

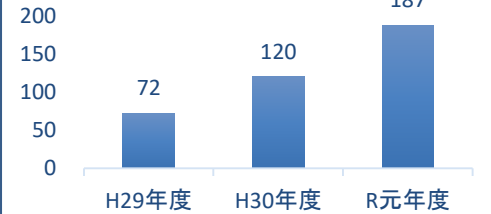
- 全国に産業保健相談員を委嘱し、労働者の健康に係る専門的な相談に対応
- 小規模事業場の産業保健活動を支援するため、事業者、労働者からの相談に産業医が対応
- 長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導や健康診断実施後の意見陳述等も併せて実施
- 労災病院以外の医療機関に両立支援出張相談窓口を増設
 - ・ 窓口数 187 医療機関 (対前年度 67 医療機関増)
 - ・ 両立支援相談件数: 2,954 件 (対前年度 1,634件増)

◇ 両立支援コーディネーターを養成するための研修への協力

- 本部、産業保健総合支援センター、労災病院が協力し、両立支援コーディネーター基礎研修を29回開催。

コロナ禍の影響により2月以降の対面による相談業務を自粛

労災病院以外の両立支援出張相談窓口設置数 (医療機関)



労災病院以外の両立支援出張相談窓口の相談件数 (件)



メンタルヘルス対策の推進 (P84)

職場環境改善の研修資料(冊子等)

- 事業場におけるメンタルヘルス対策の促進に向けたメンタルヘルス対策促進員の充実。
→ メンタルヘルス対策促進員の人数 472人(対前年度比+14人)

- ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実績及び実践例の普及に向けた研修の実施。

- ・ ストレスチェックの結果を集団分析し、職場環境改善を行う必要があることは認識しているが、「何から始めたらよいかわからない」という声に対応するため、『これからは始める職場環境改善～スタートのための手引き～』に基づいた研修会を実施。



従業員参加型の職場環境改善が効果的である理由

- 職場の良い点、改善点を全体で共有できます
- 職場環境に幅広く目配りするので、働きやすい職場づくりがすすみます
- 職場内のコミュニケーションや、仕事の手順が改善します
- 職場を皆で改善していこうという、よい雰囲気の後押しします



文部科学省、厚生労働省、ストレスチェック制度における集団分析、職場環境改善について、ストレス科学研究、2016.31-16-22.



産業保健活動総合支援事業

産業保健総合支援センター事業の利用促進 (P84)

インターネットの利用等による情報提供

- ホームページ、メールマガジン、インストリーム動画、産業保健21(情報誌)の発行等
治療と仕事の両立支援に係る情報(研修日など)を集約した両立支援ポータルサイトの充実、産業保健総合支援事業の内容、ストレスチェック制度等研修の日程、産業保健調査研究の成果等の最新情報を頻繁な更新により提供
- 事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等
国の施策に関する内容について、適宜、事業者などにホームページ、メールマガジンなどを用いて情報提供
- 専門的研修等の活動を積極的に広報し、地元テレビ、地元新聞等に掲載
 - ◆ 広報実績事案: NHK 日常生活上すぐに取り入れられる腰痛予防について 腰痛予防対策 I

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの紹介動画

芸能人(のん)出演の
広報動画をYouTube
や駅構内等の電子掲示板で放送。



治療と仕事の両立支援に係る周知活動

中小企業の社長となったサラリーマン金太郎を広告塔にマンガを作成。がん診療連携拠点病院などの医療機関、労働局、各種産業保健に係るイベントなどで配布。ホームページ上でも公開。



©本宮ひろ志/集英社

研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握 (P87)

①研修利用者からの評価

- 産業保健に関する職務等を行う上で有益だった旨の評価 (目標値90.0%) **実績93.6%** 【達成度104.0%】
 - ◆ 働き方改革以後の産業医の立ち位置の説明があり、有意義でした。また、職場の安全衛生管理の体制の見直しや整備を行うため、大変参考になった。
 - ◆ ストレスチェックの集団分析が職場環境の改善、生産性の向上に繋がるということを知ることができた。

②相談利用者からの評価

- 産業保健に関する職務等を行う上で有益だった旨の評価 (目標値90.0%) **実績95.5%** 【達成度106.1%】
 - ◆ うつ病にかかった社員への対処方法についての的確なアドバイスをいただき、また、関係方面に連絡いただくなど、今後において取るべき方向性が見え、非常に有意義な相談となった。
 - ◆ 健康診断結果について医師の意見聴取の際、報告と一緒に資料を同封して頂いており、わかりやすい資料で健康を管理する上で役立っております。

過重労働による
健康障害防止
リーフレット





治療就労両立支援事業

自己評価 S

【重要度「高」の理由】

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

【難易度「高」の理由】

治療と仕事の両立を推進するためには、経営責任者等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制の構築に向けて多くの関係者による連携強化が必要であるが、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため。

I 中期目標の概要

1. 労災病院及び治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。
2. 両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。
3. 企業等に対する正しい知識及び理解の普及、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施すること。
4. 両立支援コーディネーターを効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。
5. 研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度のあり方について検討すること。

II 自己評価の要約

難易度が高く、コロナ禍の影響のなか、所期の目標を上回る顕著な成果をあげ、国の政策にも大きく貢献した

政府目標（2,000人）の2倍以上

4,129人の両立支援コーディネーター養成
(平成27年度～令和元年度累計)

※ 指標の設定根拠
年度計画における指標については以下を根拠としている。
各種アンケート満足度の一般的水準(80%)を踏まえ設定。

○ 両立支援マニュアルの更新（全ての疾病に対応）

○ **両立支援コーディネーター 1,813人を養成。**

累計で、「働き方改革実行計画」の数値目標（両立支援コーディネーター 2千人養成）の2倍を上回る**4,129人を養成。**

○ 両立支援コーディネーター研修の**開催地域(都道府県)、開催回数を拡大し、幅広く普及**

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

①	支援した雇患者の有用度(目標 80.0%以上)	実績 90.6%	【達成度 113.3%】
---	-------------------------	----------	--------------



治療就労両立支援事業

治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進 (P93)

両立支援マニュアルの更新

- ・内容の充実を図るとともに、両立支援コーディネーターが現場で使用しやすいように現行4冊(がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス)のマニュアルを1冊に集約。
- ・名称を「治療と就労の両立支援マニュアル」から「**治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル**」に更新し、全ての疾病の支援に対応。

■ 現行の4冊



■ 更新後

**支援事例の収集及び分析**

- ・両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、これまでの左記4疾病に限定せず、**全ての疾病を対象**として職場復帰や両立支援を行い、事例収集を実施。
- ・全疾病共通の同意書、同意撤回書、説明書を作成。

対象疾患を拡大

支援事例件数実績**1,131**件【前年度比 **138.7%**】

(内訳)

脳卒中364件、がん294件、糖尿病175件、メンタル81件、その他197件

上記の支援終了者に対して

支援終了者に対してアンケートを実施有用度(目標値80%以上) 実績**90.6%**【達成度**113.3%**】**両立支援データベースシステムの構築(令和2年4月稼働)**

- ・支援事例をシステム登録することで、四半期ごとのデータ集計の出力や、CSVデータの二次利用によるデータ解析が可能となる。
- ※セキュリティを考慮し、既存の「労災疾病研究ネットワーク回線(専用回線)」を利用している。

治療と仕事の両立支援を推進するための企業に対する支援 (P97)

相談体制の構築及び実績

産業保健総合支援センターは、事業者・産業保健スタッフからの相談に応じるため、28労災病院に両立支援相談窓口を設置し、労災病院の患者のみならず相談対応を実施。

加えて、**労災病院以外の67医療機関(がん拠点病院等)にも新たに両立支援相談窓口を設置(累計 187医療機関)**し、両立支援促進員が出張して相談対応を実施。

【令和元年度実績】両立支援相談件数 実績**6,688**件【前年度比 **140.5%**】



治療就労両立支援事業

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 (P98)

研修会の開催

両立支援コーディネーターの養成及び更なるコーディネート能力向上を図るための研修会を開催。

基礎研修

- ・国の通達に基づき、医療者のみならず企業の労務担当者も含め、両立支援に携わる方全般を対象とし合計**29回**の研修を実施。
- ・全都道府県開催に向け、開催地域拡大(平成30年度10都府県⇒令和元年度**26都道府県**)

年間受講者数:合計 **1,813人** 【前年度比 **106.6%**】

受講状況(H27~R01)



応用研修

2回 (10/15神奈川・11/18大阪) 合計**98人**が受講

アンケート結果

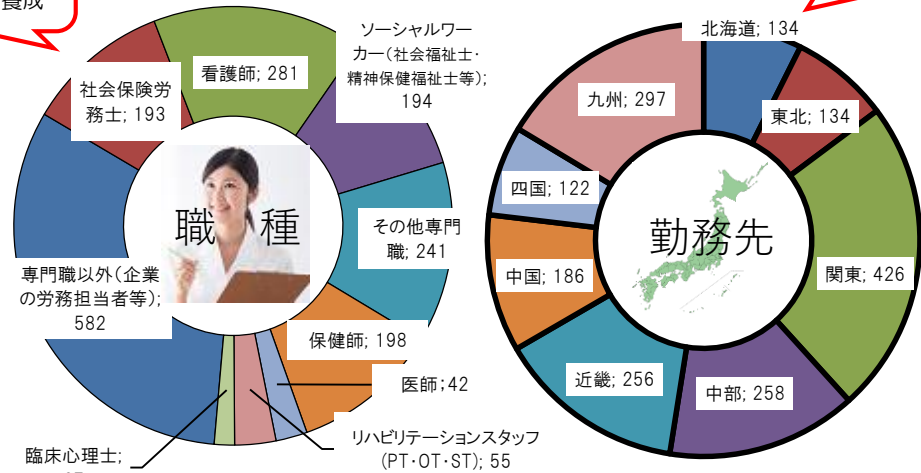
基礎研修 有用度 **80.4%** 理解度 **80.1%**
 応用研修 有用度 **96.6%** 理解度 **97.7%**

① 広く普及を図った

受講者(1,813人)の職種・勤務先

医療関係者と企業関係者をバランスよく養成

全国各地域で養成



② 政府目標を大幅に上回る養成

令和元年度 **1,813人養成**

政府が決定した「働き方改革実行計画」での2020年度までに両立支援コーディネーター2,000人養成 → **4,129人養成**



③ 令和2年度診療報酬改定に寄与

療養・就労両立支援指導料に係る相談支援加算の施設基準として、**両立支援コーディネーター養成研修の修了が必須要件**に



治療就労両立支援事業

円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進 (P99)

両立支援コーディネーター基礎研修修了者へのアンケート調査

【背景】

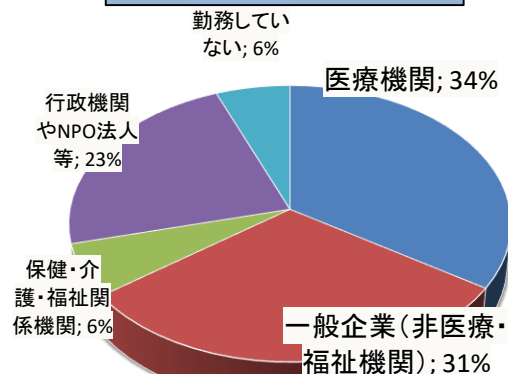
平成29年度から受講者を一般公募形式とし、医療機関や企業等の担当者など多職種の方々が受講している。コーディネーターが企業・医療機関といった各方面で活躍が可能となり、社会で実装化されることが望まれるが、研修修了者がその後どのような活動しているか等については、十分に把握されていない。

【内容】

研修修了者が、どのような立場で、どのような両立支援を実践しているか(または行っていないか)等について、アンケート調査を行った。

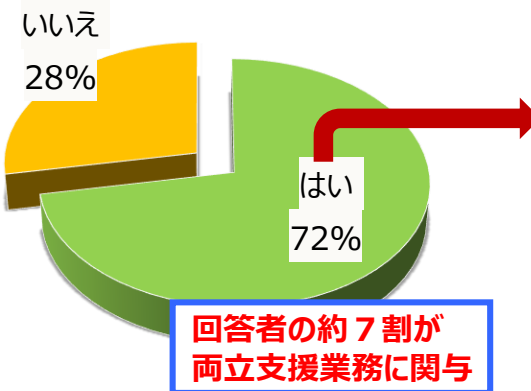
【調査結果 (抜粋)】 ※その他、受講前後の変化、役割の理解 等を調査

現在の勤務先 n=518



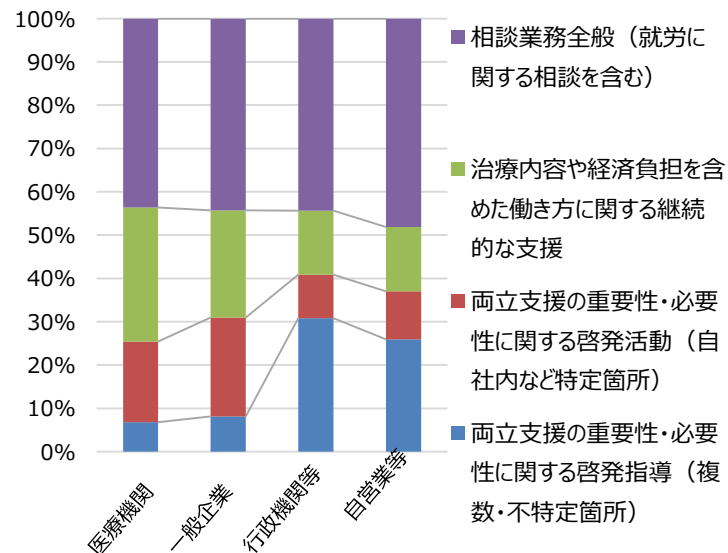
医療機関に偏ることなく企業等にも所属

両立支援業務への関与の有無 n=518



回答者の約7割が両立支援業務に関与

両立支援業務に関与していると回答した方(374人)の勤務先別に見た具体的な業務内容の割合(複数回答有)



※平成30年7月～平成31年3月(全10回開催)の研修修了者(993人)を対象とし、同意を得た518人(回収率:52.2%)からの回答結果

両立支援の取組の普及促進のため、調査結果を関係学会等で発表した。



専門センター事業

自己評価 B

I 中期目標の概要

1. 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。
2. 治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。
3. 職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。

II 自己評価の要約

年度計画等に定める目標を達成

- 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等において、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、主治医の他に関連する複数診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー等も加わり、相互に連携し評価等を行い、より一層治療効果を高めていくとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、目標値である医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

①	(医療リハ)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合(目標 80.0%以上)	実績 91.6%	【達成度114.5%】
②	(総合せき損)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合(目標 80.0%以上)	実績 88.5%	【達成度110.6%】

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

- ①② 提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けることから、数値目標の達成を最優先するあまり入院患者を意図的に選別する事態に陥ることのないよう、国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度に係らず確実に達成すべき数値目標として設定。



専門センター事業

医療リハビリテーションセンターの運営 (P104)

○ 四肢・脊椎障害者、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者に特化して、職場・自宅復帰の促進を図ることを目的とし、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施。

令和元年度実績

- ① 社会復帰率 (目標値80.0%) **実績91.6%**【達成度114.5%】
- ② 職業リハビリテーションセンターとの連携強化 (医師、事務、リハ技師、看護師、MSWなどが参加)
 - ・実績：運営協議会1回、職業評価会議12回、OA講習7回を開催

県外からの受入
リハ入院患者の
約51.1%

②間欠式バルーンカテーテル用自助具
令和元年7月商品化



商品名「バルるん」
・手指に麻痺があり、
バルーンを膨らます
ことが困難な脊髄損傷
者を対象とする自助具

【医用工学研究の取組例】

- ①開発済装置等の改良・サポート (例：3DCGによる住宅改造支援)
- ②新製品完成に向けた改良・試作 (例：間欠式バルーンカテーテル用自助具)

①3DCGによる住宅改造支援 (動作シミュレーション作成)



・改造後の家屋内での車いすの移動や生活の様子を画面上で再現するソフト
利用者へのサポートを継続

総合せき損センターの運営 (P105)

○ せき髄損傷者等の全身管理が必要な患者に特化して、職場・自宅復帰の促進を図ることを目的とし、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施。

令和元年度実績

- ① 社会復帰率 (目標値80.0%) **実績88.5%**【達成度110.6%】
- ② せき損セミナー (医師対象・看護師対象) を開催



福岡県IoT認定製品

【医用工学研究の元年度取組例】

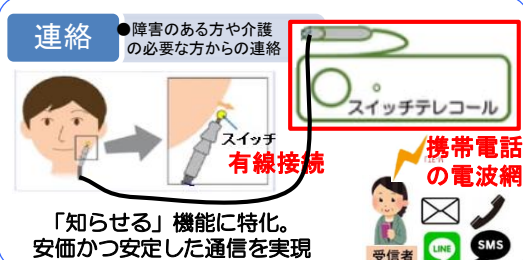
- スイッチテレコールの新規開発
- ・スイッチスマホコール (H29商品化：双方向通話型) の改良版として患者・介護従事者のニーズ (一方向通信型でも可) に対応。
- ・スイッチが作動すると、LINE、SMS等にメッセージが届く遠隔通報サービス。
- ・テスト品を販売中、改良を継続。

スイッチスマホコール



ボタンを押すと指定先へ自動発信、通話が可能 (無線Bluetooth通信)

スイッチテレコール

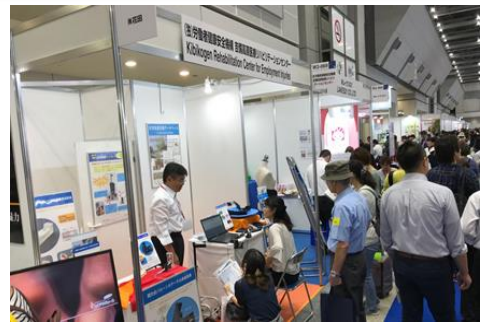


連絡 ●障害のある方や介護の必要な方からの連絡

「知らせる」機能に特化。安価かつ安定した通信を実現

携帯電話の電波網

受信者



医療リハセンター展示ブース
※ブース来訪者数 約400人
(前年度 約300人)

『国際福祉機器展2019』への出展※
※アジア最大の福祉機器展示会
令和元年9月25日～27日
東京ビッグサイトにて開催

- ・ 出展社数：438社
- ・ 来訪者数：約10万6千人



総合せき損センター展示ブース
※ブース来訪者数 約1,260人
(前年度 約700人)



未払賃金立替払事業

自己評価 B

【重要度「高」の理由】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

I 中期目標の概要

1. 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持すること。
2. 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。
3. 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにすること。

II 自己評価の要約

年度計画等に定める目標を達成

- 未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速かつ適正な支払を実施。
- 令和元年度においては、適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は**16.5日**となっており、「平均20日以内」の目標を上回る迅速な支払を実施。
- 代位取得した賃金債権について、関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付した上で、求償権を適切に行使(参考:制度発足から令和2年3月末までの累積回収率 **25.6%**)。
- 立替払額や回収金額は業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開。

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

- ① 第3期中期目標期間(平成26年度～平成30年度)の目標値(25日以内)から5日の短縮となる「20日以内」を設定。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

①	請求書の受付日から支払日までの期間(目標 20日以内)	実績 16.5日	【達成度 117.5% 】
---	-----------------------------	-----------------	----------------------



未払賃金立替払事業

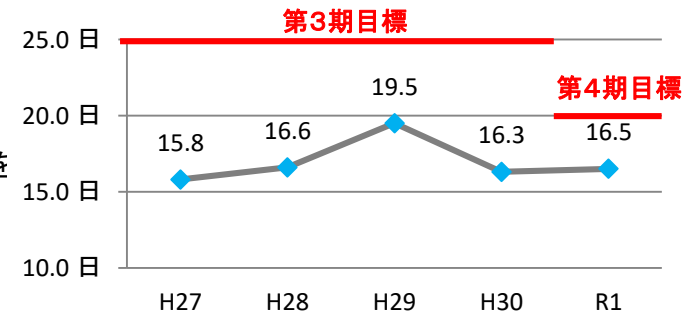
迅速かつ適正な立替払の実施 (P109)

- 未払賃金立替払制度は、企業倒産に伴い賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活安定を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており迅速な支払に努力。
- 令和元年度の不備事案を除く請求書の受付日から支払日までの期間(目標値20日以内)。
実績16.5日【達成度117.5%】

【具体的な取組】

- ◆ 原則週1回の立替払を堅持。
- ◆ 日弁連倒産法制等検討委員会との定期協議を実施(令和元年11月11日)。
- ◆ 全国9か所(出席者333人)の弁護士会で未払賃金額等証明時の留意点等を周知する研修会を実施。
- ◆ 全国5地裁(出席者30人)へ制度の概況説明及び協力要請を実施。
- ◆ 業務運営推進委員会開催(令和元年11月5日)。
- ◆ 大型請求事案について事前相談を実施(21事業場)。

支払日数の年度別推移



立替払金の求償 (P111)

- 立替払により代位取得した賃金債権について、適切な債権管理及び求償を行い、弁済可能な債権を確実に回収。
(参考:制度発足から令和2年3月末までの累積回収率 25.6%)

【具体的な取組】

- ◆ 立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の**全て**に立替払通知を送付。
- ◆ 立替払の類型ごとに求償権を適切に行使し、弁済可能な債権を確実に回収。
【破産事案】破産債権が認められる**全て**の事件において、債権届出書又は名義変更届出書を提出。
【再建型倒産事案・事実上の倒産事案】弁済計画書が提出されない場合又は弁済計画が履行されない場合の**全て**について弁済の督促を実施。
- ◆ 労働基準監督署との連携
 - ・所在不明の事業主については、管轄する労働基準監督署と連携して直近の所在の把握に努めた。
 - ・事実上の倒産状態にある事業場に債権等がある場合は、労働基準監督署と連携して債権等の差押を実施。

情報開示の充実 (P112)

- 立替払額や回収金額は業務実績等報告書及びホームページにおいて情報を公開。



納骨堂の運営事業

自己評価 B

【重要度「高」の理由】

霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

I 中期目標の概要

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。

II 自己評価の要約

年度計画等に定める目標を達成

- 令和元年11月13日に高尾みころも霊堂において**48回目**となる産業殉職者合祀慰霊式を開催し、産業殉職者の御遺族、関係団体代表等**762人**の参列の下、新たに**2,910人**の産業殉職者の御霊(みたま)を奉安した。
- 高尾みころも霊堂が、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価(目標値90.0%)を得るために、次の取組を行った。
 - 【産業殉職者合祀慰霊式に係る取組】
産業殉職者合祀慰霊式の開催に当たっては、産業殉職者の御遺族の心情に慮った式典の運営に努めるとともに、これまでの満足度調査の結果等を踏まえ、参列者の負担に配慮することで、より参列しやすい式典の実現に努めた。
 - 【来堂者に対する接遇等】
霊堂職員に対して、施設の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項についてのトレーニング(OJT)を行った。
- 慰霊式の様子をホームページで紹介し、**Twitter**や関係機関(労働災害防止協会、労働局など)へのパンフレット配布を通じて周知した。

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

① 第3期中期目標期間(平成26年度～平成29年度)の実績等を基に設定。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

①	慰霊の場としてふさわしいとの評価(非常に満足・満足の割合)(目標 90.0%以上)	実績 97.7%	【達成度108.6%】
---	---	----------	-------------



納骨堂の運営事業

納骨堂の運営 (P115)

(1) 天皇皇后両陛下の行幸啓



- 天皇皇后両陛下は、産業災害により亡くなられた方々を慰霊するため、平成31年4月23日に高尾みころも霊堂を行幸啓された。

戦後の経済成長を支える過程で亡くなられた方々に対し、天皇皇后両陛下は戦没者と同様に心を寄せられており、皇太子同妃両殿下の時代から幾度にもわたり行幸啓されてきたが、この度も退位を前に行幸啓された。

(2) 産業殉職者合祀慰霊式の開催

- 令和元年11月13日に高尾みころも霊堂において48回目となる産業殉職者合祀慰霊式を開催。

産業殉職者の御遺族、関係団体代表等762人の参列の下、新たに2,910人の産業殉職者の御霊（みたま）を奉安した。

【参列者の負担への配慮】

- ・ 近年の温暖化傾向を考慮し、開催月を10月から11月に変更。
- ・ 遠隔地の遺族の帰りの交通の便を考慮し、開式時間を30分前倒し。



(3) 来堂者に対する接遇等

- 霊堂職員に対しては、高尾みころも霊堂の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項についてのトレーニング（OJT）を実施。

PDCA

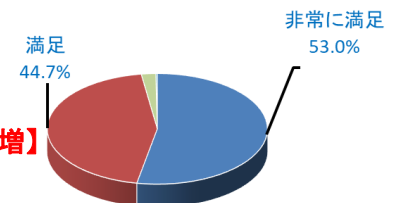
(4) 遺族等に対する満足度調査

- 産業殉職者合祀慰霊式に参列した遺族及び日々の来堂者等に対し、満足度調査を実施。

【高尾みころも霊堂及び産業殉職者合祀慰霊式についての総合的評価】

「非常に満足」と「満足」の合計（目標値90.0%） 元年度97.7%（30年度96.2%）【達成率108.6%】
 「非常に満足」（再掲） 元年度53.0%（30年度51.7%）【対前年度比1.3ポイント増】

高尾みころも霊堂が霊堂の場としてふさわしいか（遺族等への満足度調査）





自己評価 B

I 中期目標の概要

- 働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。
- 給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。
- 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)については5%程度を、それぞれ削減すること。
- 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。
- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進すること。

II 自己評価の要約

年度計画等に定める目標を達成

- 一般管理費ならびに事業費の削減について、単年度目標100%以上を達成。
- そのほか業務の効率化、給与水準の検証、機動的かつ効率的な業務運営体制の確立及び契約の適正化についても着実な取組を実施。

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標における各指標については以下を根拠としている。

- ① 中期目標期間の最終年度における一般管理費(予算額)の平成30年度比15%削減を達成するための段階的な目安として、3%削減を目標として設定。
- ② 中期目標期間の最終年度における事業費(予算額)の平成30年度比5%削減を達成するための段階的な目安として、1%削減を目標として設定。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

①	一般管理費の削減率 (目標 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して15%節減)	実績 $\Delta 3.1\%$ (単年度目標: $\Delta 3.0\%$)	【達成度102.6%】
②	事業費の削減率 (目標 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して5%節減)	実績 $\Delta 1.001\%$ (単年度目標: $\Delta 1.0\%$)	【達成度100.1%】



業務運営の効率化に関する事項 ②

業務の合理化・効率化

- 長時間労働抑制に向けた適正な労働時間の把握を可能とするため全労災病院においてICカード等を導入。
- 年次有給休暇の取得率向上のため半日単位の年次有給休暇制度導入。
- 医師の業務負担軽減の推進のため医師事務作業補助者の積極的活用。
- 期末・勤勉手当に係る管理職加算割合について、25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減。
- 全施設で電子(Web)会議を実施できるよう会議システムを整備し、令和元年度においては機構全体で115回のWEB会議を開催。
- 決裁の迅速性、過去文書の検索性及び複写性により業務効率化に資する電子決裁システムを包括した文書管理システムを構築。

機動的かつ効率的な業務運営

- 「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減を実施。
- 機構内の複数の施設が協働し、さらなる相乗効果を発揮するための「協働研究」をより適正かつ効率的・効果的に実施するために、新たに「協働研究規程」を制定。

業務運営の効率化に伴う経費節減等

- 一般管理費の削減に関しては、一般競争入札の推進等契約努力による消耗器材費・印刷製本費の減等に取り組み、平成30年度予算55百万円に比して、令和元年度予算は53百万円となり、**約2百万円の節減**を行った。
- 事業費の削減に関しては、WEB会議の推進による旅費の減等に取り組み、平成30年度予算235百万円に比して令和元年度予算は233百万円となり、**約2百万円の節減**を行った。
- 適正な給与水準の検証・公表のため、平成30年の給与水準について検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を令和元年6月にホームページで公表した。
- 医薬品の共同購入に参加し、10,900品目について**約915百万円を削減**した。



自己評価 B

I 中期目標の概要

1. 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。
2. 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。
3. 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。
4. 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

II 自己評価の要約

年度計画等に定める目標を達成

- 医薬品の共同購入の実施に当たっては、国立病院機構のほか、国立高度専門医療センターと、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、国立病院機構のほか、地域医療機能推進機構等の公的医療機関との連携の下で行ったことに加えて、医師確保が特に困難な状況にある労災病院に、労災病院間での医師派遣による支援を行った。
- 経営状況が悪化している病院への個別業務指導・支援等を実施するとともに、本部と病院が共同で病床機能の変更・病床数削減等の取組を実施し、**病床利用率80.2%(計画:75.9%)を達成**し、病院収入の安定的な確保に努めた。
- 保険者以外の個人未収金については新規発生防止への取組の一層の推進、法的手段の実施及び状況に応じた回収業務に努め、医業未収金比率については0.70%となった(前中期目標期間の実績平均0.81%)。
- 保有資産について、利用実態調査を実施し、更なる有効活用を随時検討するとともに、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標等における各指標については以下を根拠としている。

① 医療法施行令第4条の8による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率として、直近(平成29年度)の全国平均である75.9%以上を目標として設定。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

①	医療法施行令第四条の八による「病床報告」に基づく一般病床の病床利用率(計画 75.9%以上)	実績 80.2%	【達成度 105.7%】
---	--	----------	--------------



財務内容の改善に関する事項②

労災病院の経営改善（P135）

機構本部のガバナンスの充実・強化

経営改善推進会議

◇本部において経営改善推進会議を定期的開催

本部における取組事例

○ 経営改善策の検討・実施

- ◆特に経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する個別業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等）
- ◆年度当初からの入院収入計画達成状況及び上半期の経営状況を分析し、個別病院への経営指導及びフォローアップ等

○ 国立病院機構との連携等

- ◆国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同入札の実施（削減効果△915百万円）
- ◆国立病院機構及び地域医療機能推進機構と高額医療機器に係る共同入札の実施（削減効果△770百万円）
- ◆労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札の実施（削減効果△148百万円）

○ 医師派遣による支援

- ◆医師確保が特に困難な状況にある労災病院に、労災病院間での医師派遣を調整し支援

本部と病院共同取組事例

○ 経営悪化病院への対応

- ◆経営改善病院：平成30年度、地域のニーズ及び医療提供体制を踏まえた「将来構想」を策定させ個別協議を実施し、令和元年度から病床機能の変更、病床数削減、併せて病床機能及び病床数に見合った人員を配置
- ◆経営改善病院以外の病院：重要な経営指標が特に悪化している病院に対し診療機能の見直し等の検討を行い、令和元年度から経営改善病院として指定

○ 病院協議（病院長、副院長等と本部にて協議）

- ◆地域医療構想における各病院が担うべき役割・機能等を踏まえて、中長期的に目指すべき方向性について協議を行い、より効率的な医療を提供

病院施設の効率的な稼働及び病院収入の安定的な確保

- 病床利用率：**80.2%**（計画：75.9%）
（※）医療法施行令第4条の8による「病床報告」に基づく一般病床の病床利用率

- 経常収益：**2,919億円**（対前年度+52億円）



その他業務運営に関する重要事項 ①

自己評価 B

I 中期目標の概要

1. 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。
2. 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。
3. 労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。
4. 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。
5. 質の高い産業保健サービスを提供していくため、産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。
6. 障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。
7. 労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行うこと。
8. 内部統制については、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。
9. 情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

II 自己評価の要約

年度計画等に定める目標を達成

- 主要な評価指標については、全項目において達成度100%以上を確保。
- 内部統制の充実・強化等、公正で適切な業務運営に向けた取組及び適切な情報セキュリティ対策の推進についても着実な取組を実施。

※ 指標の設定根拠

厚生労働省より示された中期目標等における各指標については以下を根拠としている。

- ① 第1期から第3期中期目標期間(平成16年度～平成30年度)の研修有益度調査結果の実績値を踏まえ設定。
- ② 看護師国家試験合格率の全国平均以上を設定。
- ③ 破産更生債権を除いた債権の年度回収計画に基づき設定。

【主要なアウトプット(アウトカム)指標の達成状況】

①	研修の有益度(目標 85.0%以上)	実績 90.2%	【達成度106.1%】
②	労災看護専門学校生の国家試験合格率(目標 全国平均以上)	実績 98.4%	【達成度110.3%】
③	労働安全衛生融資貸付債権(破産更生債権を除く。)の回収額(目標 6百万円)	実績 11百万円	【達成度183.3%】



その他業務運営に関する重要事項 ②

人事に関する事項 ① (P148)

【能動的な人事管理】

- 病院経営に係る機能強化をするため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を創設し、対象職員を採用。

【優秀な研究員の確保・育成】

- 研究者人材データベース(JREC-IN)への登録及び学会誌への公募掲載等による産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員の採用活動を実施。
- 新たに採用した若手研究員への支援(新規採用者研修及び研究討論会等の実施、チューターを付けて個人指導)。
- モチベーション向上のため評価結果に基づく研究員の表彰を令和元年5月に実施。

【医療従事者の確保】

ア 優秀な医師の育成等

- 臨床研修指導医講習会(目的:適切な指導体制の確保、勤労者医療に関する理解の向上)
→6月と1月の年2回開催、63人が受講(理解度:98.7%)
- 初期臨床研修医研修(目的:機構、労災病院及び勤労者医療に関する理解の向上)
→11月開催で75人受講(理解度:91.6%)

イ 臨床研修医及び専攻医の確保

- 病院見学・病院実習を積極的に受け入れるとともに、全国で開催される「レジナビ」の「臨床研修指定病院合同説明会」へ参加し、各労災病院の特色のPRを実施

労災病院全体で初期臨床研修医 138人を採用

- 新専門医制度に係る基幹施設として、7領域で15施設が専攻医の募集活動を実施した結果、40人の専攻医を確保することができた。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

- 院内保育体制の充実 →令和元年度設置施設22施設
- 育児のための医師短時間勤務制度:小学校就学前の子の育児のため8時間勤務が困難な医師を対象とし、勤務時間の条件を週20時間以上とすることに加え、宿日直勤務、待機勤務及び時間外勤務等の免除を認める制度
→ 令和元年度制度利用者数13人(平成30年度は2人) ※平成31年4月から勤務時間をこれまでの1日6時間以上から週20時間以上に緩和



その他業務運営に関する重要事項 ③

人事に関する事項 ② (P152)

【医療従事者の確保】

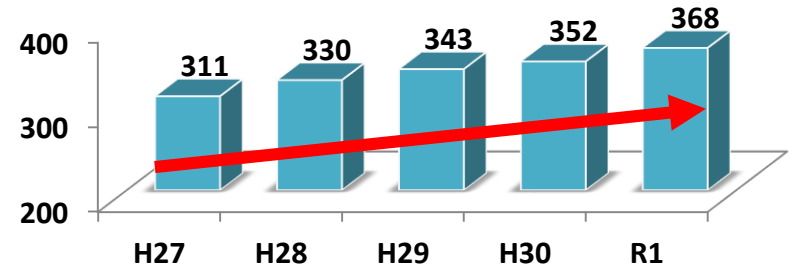
エ 人材交流の推進等

- 国立病院機構との研修の相互活用: 当機構の5研修に国立病院機構から44人が参加、国立病院機構の10研修に当機構から29人が参加。

オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成

- 専門看護師 8分野 22人
- 認定看護師 19分野 346人
- **特定行為研修修了者 32人(※)**

※当機構が「指定研修機関」として実施した令和元年度研修修了者数
(平成31年4月から指定研修機関として研修開始)



カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

- アンケート等を基に研修プログラムの見直しを実施
令和元年度有益度調査(目標値85.0%) **実績90.2%【達成度106.1%】**

- ・指導医講習会について、医師の働き方改革への対応として、これまでの金、土、日曜日の開催から木、金、土曜日の開催へと変更。
- ・管理職2年目研修において、働き方改革への対応として、法改正を中心にした講義とグループワークを実施。

キ 専門性を有する看護師の育成

- 看護師国家試験合格率の確保(目標値 全国平均89.2%) **実績98.4%【達成率110.3%】**
- 勤労者医療の役割や職業と疾病の関係性等について知識を深める教育の実施
 - ・勤労者医療概論やメンタルヘルス、両立支援、災害看護等の特色ある授業
 - ・基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入
 - ・治療と就労の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施

ク 労災病院間における医師の派遣

- 医師確保支援制度(目的: 地方労災病院の医師不足緩和、医師のキャリア形成)
 - ・都市部→地方病院間医師派遣の令和元年度実績: 2件 (7人の医師を派遣) ※平成24年度の制度施行時からの医師派遣累計: 延べ241人



その他業務運営に関する重要事項 ④

人事に関する事項 ③ (P155)

【産業保健総合支援センターに従事する職員の育成】

- ① 様々な職種に対し、研修等を実施。
ア 4月4日 新任副所長、イ 4月23日 新任事務職員、ウ 6月20日 産業保健専門職、
エ 9月25日 労働衛生専門職(両立支援担当)、オ 3月18日 事務職員
- ② センターに赴いての業務指導を実施。

【障害者雇用の着実な実施】

- ① 法定雇用率を上回る障害者の雇用
 - 本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置。
 - 令和元年6月1日現在の障害者雇用率は、法定雇用率(2.5%)を上回る2.82%を維持(雇用率は理事会にて情報共有)。
- ② 雇用した障害者の定着
 - 管理職等を対象とした集合研修や各種会議において、障害者を雇用することについて理解を深めるための講義や指示説明を行った。
 - 円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、「障害者雇用サポートマニュアル」の改訂作業を行い各施設に配布した。
 - 個別に法定雇用率を下回っている施設において、支援機関と連携し、確実な定着につながるよう採用活動を支援した。

労働安全衛生融資貸付債権の管理 (P157)

労働安全衛生融資は、平成13年度をもって新規貸付を中止し、現在は貸付債権の管理・回収業務を実施。

◆ 令和元年度債権回収(破産更生債権を除いたもの。目標6百万円)実績**11百万円【達成度183.3%】**



その他業務運営に関する重要事項 ⑤

内部統制の充実・強化等 (P157)

【内部統制の充実・強化】

業務の有効性及び効率性の向上

- 業務の実施状況等については、理事会等において進捗管理を行うとともに、外部有識者により構成される業績評価委員会に諮っている。
- 業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等については、コンプライアンス推進委員会及び内部統制委員会に諮り、取組を段階的に進めるとともに、一度作成した業務フロー及び評価等について見直し等の精緻化に取り組んでいる。また、今後施設において取組を進めていくための検討を行った。

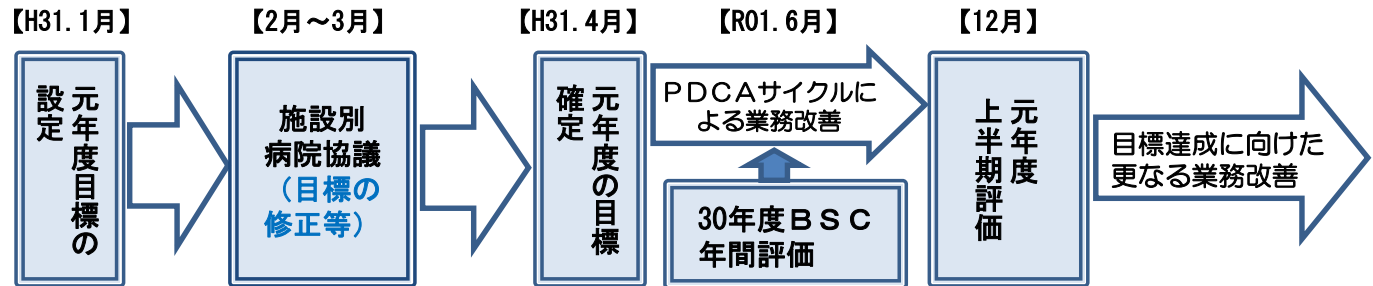
内部監査室による監査の実施について

- 本部及び32施設の内部監査を実施。
- 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、理事長及び監事に報告。

【業績評価の実施】

○ 内部業績評価の実施

- バランス・スコアカード(BSC)を用いて内部業績評価を実施



○ 外部有識者による業績評価委員会の実施

実績

- 業務運営について受益者等の多様な意見や有識者の専門的な意見を反映させるため、外部有識者(学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人)から構成する業績評価委員会を設置。
- 委員会は6月24日及び12月26日に開催。委員会による業績評価の結果及び指摘事項の改善策をホームページで公表。

委員からの提言

「最近の傾向として精神障害による労災認定が増えていることから、メンタルヘルスの分野について、今後より一層積極的に情報発信いただきたい。」

反映



取組

メンタルヘルス対策のマニュアル改訂版を事業所向け発行し、メンタルヘルス対策促進員を14人増員する等、事業場におけるメンタルヘルス対策強化を実施。



その他業務運営に関する重要事項 ⑥

公正で適切な業務運営に向けた取組 (P161)

【情報の公開及び個人情報等の保護】

- 情報公開開示請求15件に対応。
- 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開。

【研究員の研究倫理の順守等】

- 研究員が関与する研究について、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう研究に携わる研究員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだ研修を、令和元年度は2回実施。

情報セキュリティ対策の推進 (P162)

【個人情報保護の重要性の周知徹底】

- 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底。

【情報セキュリティ対策の推進】

- 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底。
- 全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文を发出(令和元年度実績:224回)することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知。各種全国会議や担当者打合せ等において情報セキュリティ対策の徹底等について指示。
- 令和元年12月に、組織体制に合わせた役割別に自己点検票を作成し、職員の活動を点検。
- 令和元年8月及び令和2年1月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施。
- 令和元年10月に厚生労働省と情報セキュリティインシデント対処に係る連携訓練を実施。
- 情報システム等から個人情報外部に流出することがないよう、基幹システム等をインターネット環境から分離することを徹底。

【情報セキュリティ指導及び情報セキュリティ対策の改善】

- 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による情報セキュリティ監査実施。
- 第三者監査(訪問監査及びペネトレーション(疑似侵入)テスト)を25施設に実施。
- 監査結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を推進。